

大隈重信政府追放の真相を探る

——「明治一四年の政変」再考——

大日方 純 夫

はじめに

今年（一九九〇年）は早稲田大学創立一三〇周年、大隈が党首となった立憲改進黨結成一三〇周年の年であります。その転機が「明治一四年の政変」による政府からの大隈追放であることはいうまでもありません。一八七八年の大久保利通暗殺後、筆頭参議として政権の中枢にいた大隈が、一夜にして謀叛人のごとく政府から追放されました。一体、背後には何があったのでしょうか。その真相を探ってみたいと思います。

「明治一四年の政変」とは、教科書的・辞書的に言えば、岩倉具視・伊藤博文らが国会開設の勅諭を渙発し、北海道开拓使官有物払下げの中止を実施するとともに、大隈重信とその勢力を政府の要職から追放して、薩長藩閥政府を確立した政変のことです。

政変をめぐる政府内部の対抗関係について、これまでの研究では、①薩長藩閥勢力、②大隈派、③中正派、の三つが想定されてきました。一方、これに対する在野の民権運動については、国会期成同盟を中心とする国会開設運動の高まりに関して、①愛国社系政社の潮流、②在地民権結社の潮流、③都市民権派の潮流の、三つの潮流の合流としてとらえる整理がされてきました。自由民権運動と政変の関係を問うためには、この政府内部の対抗状況と、在野民権運動の展開状況との関係を検討する必要があります。

政変が起った一八八一年一〇月は、国会期成同盟第三回大会が予定されていた時期にあたります。この点で、第二回大会が開催された前年十一月の段階から、政変の段階までの約一年間の在野民権運動の展開状況と政府内部の政治勢力との関係を明確にしておく必要があります。とくに民権運動の三つの潮流の相互関係、およびそれぞれと政府内部の勢力との関係を探ってみなければなりません。つまり、民権運動の課題は、国会期成同盟第二回大会を転機として、国会開設運動段階から、憲法起草・政党結成準備段階に移行したと考えられるからです。この点で、私擬憲法研究の成果、政党史研究の成果を参酌していくことが欠かせません。とくに新しい政治勢力の登場として、政党結成への流れを見定めておかなければなりません。政変の時期は自由党結成の時期と完全に重なっており、また、大隈派の在野化という点で、政変は立憲改進黨の結成とも密接にかかわっています。加えて、以下で解明するように立憲帝政黨の結成とも連動していました。

I 「人心」の帰趨―国会開設問題と新聞発行計画

(1) 自由民権運動と政府の関係

① 自由民権運動のなかの憲法問題・政党問題

一八八一年一月、国会期成同盟第二回大会では、政府による請願書の受理拒否と、集会条例による弾圧体制の強化という事態をどう打開すべきかが議論されていました。その結果、翌年一〇月、東京で次の会議を開催し、その際には戸数の過半数の同意を獲得して参加すること、憲法見込案を持参することで合意をみました。この大会では、国会期成を一致点としてさらに広範な人民の結集をはかっていたのか、政党の結成によって自由主義による組織化をすすめていくのかをめぐって意見がわかれ、結局、期成同盟とは別に自由党を組織していくこととなりました。

一二月、自由党組織のための会議が有志によって開かれ、「自由党結成盟約」「自由党申合規則」が議決されます。そして、東京に中央集会所をおき、毎年一回、大会を開催することを申し合わせました。通信所は東京横浜毎日新聞社に置かれ、主任委員は沼間守一が担当することとなりました。こうして一部有志によって、「自由党」結成の準備が進められることとなります。沼間は都市民権派の代表的結社、嚶鳴社の中心人物であり、『東京横浜毎日新聞』はその機関紙の新聞でした。愛国社・国会期成同盟系のメンバーと、嚶鳴社・都市民権派の連携によって「自由党」結成運動が展開されようとしていました。

第二回大会に集まった各地の民権家は、翌年一〇月の再会までに憲法見込案をつくって持ち寄ることを申し合わせしていました。その結果、以後、各地で憲法の研究作業がはじまり、これと連動して憲法起草の動きも本格化していき

ました。

②政府のなかの憲法問題・新聞発行問題

政府首脳部の側では、すでに一八七九年二月以降、山県有朋・黒田清隆・山田顕義・井上馨らの参議が国会開設問題に関する意見書を提出しており、一八八〇年二月には伊藤博文も提出しました。起草者は井上毅です。伊藤と井上の間で起草作業がすすめられていたのは、ちょうど国会期成同盟第二回大会開催中のことです。伊藤の意見書は、維新変革の結果失職した士族の不平・不満が高まっているため、欧州文明の流入によって「政体の新説」が蔓延するのは必然だとして、これへの対処策を提起していました。天皇の詔勅（「漸進の義」）によって民心の鎮定をはかること、などがそれでした。伊藤意見書のポイントは、「人心」の帰趨にあり、ここで提起された天皇の詔勅による民心の鎮定プランこそ、翌年一〇月に現実化するシナリオの原形です。

このような国会問題をめぐる「人心」対策と同時に求められたのは、恒常的な人心統合策でした。ちょうどこの時期に浮上してきた政府サイドの新聞発行計画がそれにあたります。福沢諭吉に対して井上馨から政府系新聞の発行について打診があったのは、一八八〇年二月初旬のことだといいます（『福沢諭吉全集』一七、四七一～四八〇頁）。政府では「公布日誌」、つまり新聞紙の発行を計画しているが、これを担当してくれないかというのがその趣旨でした。福沢は大隈邸に招かれ、大隈・伊藤・井上と新聞発行について相談しました。席上、井上は「児童以上の者を導く」のは新聞紙と演説だが、今は「唯民心を煽動して社会の安寧を妨るの具」に過ぎないと述べました。一八八一年一月、福沢は断るつもりで井上邸を訪問しましたが、井上が国会開設の意向と政府の内情を打ち明けたため、受諾を決定しました。大隈・伊藤・井上の強力な連携関係を確認したのです。

政変後の一〇月末に記した手記の冒頭で、福沢は在野民権運動に対する批判的な立場を露わにしています（『福沢論吉全集』二〇、二三二～二四〇頁）。すべて「血気の少年」か「無智無識の愚民」であり、「都下の何社何会」も大概は「免職官吏」か「無産の青年書生輩」だとするのです。また、沼間守一については「小兒同様の狡猾者」と決めつけています。そこには、〈政府＋福沢〉対〈国会期成同盟系＋都市民権派〉の構図がありました。福沢は、新聞紙の発行によって「天下の駄民権論を圧倒し、政府真成の美事を貫通せしめん」と考えました。このような立場から福沢は、井上らの働きかけに呼応するとともに、一八八〇年暮れ、「時事小言」の執筆に着手していました。

一八八一年一月下旬、伊藤と大隈・井上は熱海で会合し、国会開設問題、新聞発行などについて意見交換しました。熱海会議です。大隈一行には矢野文雄等が含まれていました。一方、福沢は二～三月、大隈を訪ねて新聞紙発行のことについて相談し、大隈に対して国会開設の方法やその時期について尋ねました。大隈は「中々大事なれば名言し難し、今正に伊井二氏と相談中にして二氏も亦非常の尽力、鹿兒島参議へも頻に説得中なれば、漸次進むあるも退くなし」と答えたといえます。三月二〇日、福沢は執筆途中の「時事小言」の一部を大隈に届け、これは自分が認めておいた「国会論中の一段」であり、大隈の考えと違いはないはずだと述べました（『福沢論吉全集』一七、四四二頁）。

（2）大隈意見書とその背後関係

①大隈意見書の提出

伊藤意見書の三ヵ月後の一八八一年三月、大隈重信が左大臣を介して意見書を提出しました。この大隈意見書は、まず第一に、「国議院」を開設する時期を公布することが必要であるとしています。最大のポイントは「人心」と「法制」との関係にありました。つまり、「法制」が「人心」に遅れすぎると、「法制」は破壊され、「人心」が「法制」

に遅れば、「法制」は有益にならないとして、「法制」を改進して「人心」に沿うようにすることが「治国の良図」だとするのです。その前提には、前年以來、「国議院」設立の請願者が増加しているのは、「人心」進化の兆候だとする認識がありました。したがって、「人心」が先行して「制法」改革に熱中するのは「国家の不利」なので、「人心」に先行して議院開立の年月日を布告し、憲法制定委員を選定し、議事堂を建設すべきだとするのです。

第二は、「国人」の輿望に応じて政府頭官を任用すべきだという主張であり、イギリス式の議院内閣制（政党内閣制）を提起した大隈意見書の核心部分です。第三は政党官と永久官を区別すべきだという提案であり、第四では天皇の宸裁によって制定するという憲法制定手続きを提示します。第五の国会開設の日程では、明治一四年憲法制定、一四年末・一五年初公布、一五年末議員召集、一六年初国議院開会という段取りが明示されます。第六は、政党には施政の主義が必要であるとして、国議院設立時期の公布後、現内閣の施政主義を決定すべきだとします。そして、最後に第七の「総論」で、「立憲の政」は「政党の政」であり、「主義の争」だとして、主義に対する国民の支持によって政権を担当することこそが、立憲の「真政」であり、「真利」であるとしています。

大隈意見書は、普通、憲法意見として理解されていますが、政治運営レベルでみれば、政党に重要な価値をおくものでした。すなわち、政党内閣制を国家運営の基軸におくこの意見書では、全七項目中、第二、第三、第五、第六、第七の五項目で政党の問題とかかわって議論が展開されています。そのポイントは、①政党内閣制の提起と、②その具体的採用法に関する提案、③そして、政党のあり方に関する主張、の三点です。②については、まず憲法を制定・公布し、そのうえで政党を養成し、議會を開設するというプロセスが想定されます。③については、政党にとつての政策の意味が強調されます。政党は「施政ノ主義」を明確にし、他党派との政策論争を展開して、国民の支持を獲得していかなければならないとするのです。これらは、政変による大隈らの政府追放をうけ、翌年三月に結成される立

憲改進黨の基本的な性格をかたちづくっていくことになります。

伊藤の意見書も、大隈の意見書も、「人心」のあり方に強い懸念を示していました。その背後にあったのは、自由民権運動の展開です。大隈もまた、伊藤と同様、「人心」を重視しました。しかし、天皇の詔勅を活用することによって「人心」の鎮定をはかろうとした伊藤とは異なって、大隈は国家機構の改革、すなわち国家意思の形成過程への民意の参入を制度化することによって、「人心」の安定化をはかろうとしたのです。

本来、政府側で憲法起草を担当すべきは、立法審議機関の元老院でした。すでに一八七六年以来、起草作業を進めてきた元老院は、一八八〇年一二月末、第三次の憲法草案を天皇に提出していました。しかし、それは日本の国体にはふさわしくないと採用されず、結局、一八八一年三月二三日、元老院国憲取調局は閉鎖されてしまいました。政府サイドの憲法起草機関は消失したのです。ちょうど一方で民権派が憲法起草運動を開始し、他方、政府内部で伊藤・大隈の意見書が登場した時期に対応しています。

② 大隈意見書の起草者

大隈意見書は矢野文雄が起草し、小野梓あたりが修正したのではないかとされていますが、原本不詳で、六月末にこれを借覧した伊藤博文による毛筆手写本が残っているにすぎません。

しかし、政変への流れを考える上で重要なのは、大隈意見書が提出された翌月、『交詢雑誌』四月二五日号が交詢社憲法案を掲載した点です。交詢社は福沢とその高弟約三〇人が中心となって、一八七九年九月に結成された社交クラブです。慶応義塾卒業の官吏、新聞記者、実業家、教育者、農村地主などが会員となり、一八八一年には全国で一六〇〇人に及んでいました(坂野潤治『日本憲政史』東京大学出版会、二〇〇八年)。交詢社憲法案の起草者は小幡篤次郎・

矢野文雄・馬場辰猪らといわれ、第一章皇権、第二章内閣、第三章元老院、第四章国会院、第五章裁判、第六章民権、第七章憲法改正、の全七章から構成されていました。内閣はイギリス流の議院内閣制、すなわち政党内閣制により（第一二条）、上院にあたる元老院は特撰議員と公撰議員で構成され、下院にあたる国会院は有産者の選挙による議員によって構成されるしていました。イギリス流の議院内閣制の国家構想が基本です。さらに慶應義塾系の『郵便報知新聞』も五月二〇日号から憲法案を連載しましたが、交詢社案と基本的に同じものでした。

一方、大隈意見書の修正者として比定されるのは小野梓です。彼は一八八一年一月二日、「国憲論綱之追稿」の執筆を開始して以来、一月中はほぼ連日、「論綱」を執筆しています（以下、『小野梓全集』第五卷、三四五～三五八頁）。三〇日には、これまでの「国憲論綱」を「国憲論綱」と「万国憲法」に二分割し、これに「国憲私案」を加えて一冊にまとめ、「国憲通書」と題することに決めて、「国憲私案」（「国憲私纂」）の執筆に取りかかっています。まず憲法論の基本を展開し、つづいて各国の憲法を紹介・検討し、それを踏まえて具体的な憲法私案を提起しようと考えたのでしょう。二月中は「私纂」の執筆に取り組んでいます。

二月二八日の晩から小野は「今政十宜」を執筆し始めました。三月一八日、小野は大隈を訪問して、これを提出しました。「今政十宜」は、①内閣の組織を変えるべし、②施政の方嚮を定めるべし、③外債の募集を決すべし、④紙幣の焼棄をやめるべし、⑤外国の弱所をつくべし、⑥刑法・治罪法の実施を延期すべし、⑦会計の年度を改めるべし、⑧紙幣交換準備の有様を正すべし、⑨官吏の責任を明らかにすべし、⑩開拓使の廃止を断行すべし、の一〇項目からなっていました。二〇日午後、小野は大隈を訪問し、「今政十宜」について大いに時事を論じました。大隈は胸襟を開いて時勢の所在を詳しく語り、「細大明言」し、あわせて「前途之事」を議論しました。小野は「施政方嚮」が定まっていないうのはまずいと痛論し、大隈はこれを大いに「可」としました。懇話は数時間に及び、一〇時に退出しました。

そして、二二日から小野は「施治方嚮論」の執筆を開始しました。

六月三日、小野は「施治方嚮再論」を大隈に提出しました。それは、薩長藩閥政治の弊害を批判し、維新の精神に立ち返って施政の方向を確立すべきだと主張するものでした。なお、その間の六月一〇日には、小川為次郎と「中立政党樹立之事」を相談しています。そして二五日の晩、大隈を訪問して大いに時事を論じ、一〇時に帰宅したのでした。

以上、この時期、小野が大隈を通じた政治改革、すなわち薩長勢力による政治の打破に大いに意欲を燃やしていることは明らかであり、大隈もそれに応えようとしていたと考えられます。

(3) 国家構想の対抗—憲法構想の相克

六月一九日付で右大臣岩倉具視が井上毅に宛てた手紙によれば、岩倉は井上に大隈の意見書を見せて相談したらしく、この日までに井上は三度にわたって岩倉に書簡を送って、「書籍洋人政体抜書及意見書等」を提出していました（『井上毅伝』史料篇第五、八六頁）。その一端を示すのが、六月一四日付の井上毅書簡です（『井上毅伝』史料篇第四、三三八頁）。井上は、先日「秘書」を見せてもらったが、その主義は「全ク英国ニ依リ、改革セントスルモノ」であり、「容易ナラサル」ことだと伝えました。「秘書」が大隈意見書であることは明らかです。井上は、欧州各国、ことにドイツはイギリスとは違うとしました。イギリスでは、議院に十分な権力を与え、立法権だけでなく、行政の実権をも与えているというのです。井上は「一時ノ輕拳」によつて「永遠之大事」を誤つてはならないと忠告し、関係書類を追々取りまとめて差し出すつもりだが、まずは「先哲ノ論」の翻訳を提出するとしました。また、福沢の『民情一新』をこの手紙に添えて岩倉に贈りました。一八七九年八月に発行された同書で福沢は、文明化による「民情」の一新を踏

まえて政権を安定させるためには、イギリス型の議院内閣制を採用して人民の不平を吸収することが不可欠だと主張していたのです。

その後、井上は「憲法意見」をまとめて岩倉に提出しました（『井上毅伝』史料篇第一、二三五～二三二頁）。「意見第一」のなかで井上は、イギリスについて、名目上、行政権は国王に属することになっているが、実際には行政長官は議院中の政党の首領であるから、行政の実権は政党に握られてしまい、主権は議会のものとなって、国王は「虚器」を擁するだけとなってしまっています。これに対して、プロシアでは国王が国政を掌握し、行政権はもっぱら国王の手中にあつて、議院政党の多少にかかわらず宰相を選任していると述べました。

つづく「意見第二」では、国会によって左右されることがない内閣をいかにつくるかを構想しました。すなわち、①大臣以下の勅任官の任免権は「天子」がもつと憲法で規定すること、②イギリスのような内閣の連帯責任制は採用しないこと、③プロシア憲法にならつて、議院が「租税」を拒否しても内閣が予算を執行できるようにすること、の三点がそのポイントでした。

さらに「意見第三」では、「意見第二」の③について、プロシア憲法のこの条項は「急進政論家」が最も満足しないところだとしました。また、①②についても、「現今国憲ヲ主唱スル論者ノ説」と対立するものだとしました。そして、交詢社私擬憲法案の第九条・第十二条・第十三条・第一七条という具体的な箇条をあげて、これは内閣の連帯責任を規定した「政党内閣新陳交替ノ説」であり、「正ニ英国ノ模範ニ倣フ者」だとするのです。理論に心酔し、各国の「異同」を究めず、「永遠ノ結果」を思わず、目前の「新奇」を喜び、衆議に左右されるなら大変なことになる。井上はこのように主張しました。

六月二七日、伊藤は三条太政大臣から大隈意見書を借覧して筆写しました。二八日、岩倉の求めに応じて訪問した

伊藤に対し、岩倉は過日來の「三大臣密議之次第」の概略を話し、井上に取調べを頼んでいることも伝えました（『井上毅伝』史料篇第五、八六頁）。その後、井上は伊藤に意見書（漢文）を送って、岩倉に提出した「憲法意見」と同趣旨を伊藤にも入説しました。おそらく三〇日、伊藤と井上の話し合いがもたれたのでしよう。七月二日の手紙で井上は、伊藤に対して「瑣事」を忘れて伊藤自らが担当してほしい、「無識の徒」に委ねたら取り返しがつかなくなってしまうと強く迫りました（『井上毅伝』史料篇第四、四五～四六頁）。この手紙で井上は、「時事漸く変局を現はし」、あるいは「変乱の時機は已に熟せり」などと書いて、今こそ「一挙手の間に運動転化」をはからなければならぬと、伊藤をたきつけました。そして、岩倉の求めに応じて作成した「欽定憲法考」を贈ったのです。

伊藤は、七月一日、三条に、二日、岩倉に、それぞれ詰問状を送りました。三条に対しては、「大臣諸公」の「御定算」ないうちに、世上の「人心」はたちまち「沸湧」して制することができなくなってしまうと迫り、「大隈の建言」はおそらく「同氏一己の考案」ではないと、その「出処」に対する疑惑を示唆しました（大久保利謙「明治一四年の政変」『明治政権の確立過程』御茶の水書房、一九五七年）。岩倉に対しては、大隈の建白は「意外の急進論」でとてもついては行けないし、考えも全く違っていると述べて、辞意を申し出ました。ただし、この「急進論」を『国会早期開設論』ととらえるのは正しくありません。『早期』という時期が問題なのではなく、むしろいかなる国会なのかという、その内容にこそ問題があったのです。

七月四日、大隈は伊藤邸を訪問し、話し合いをもちましたが、結論は出ず、議論を継続することになったようです。政変直前の一〇月四日、伊藤が佐々木高行に語ったところによれば、伊藤と大隈の間では、おおよそ以下のような応酬があったようです（『保古飛呂比』十、四二九～四三二頁）。

大隈は伊藤に対して、今般の事は「粗暴ノ次第」で何とも申し訳ないと謝りました。これに対して伊藤は、大久保

の死後、君はともに斃れるまで尽力しようと誓ったではないか、それなのに一言の話もなくこのような「大事件」を奏聞するとはどういうことか、建白の趣旨の当否はさておいて、この点が最も不満だと、大隈を詰りました。翌日、さらに伊藤は建白の内容について、諸省卿から君側の官まで民選にするというのは、「全く君権ヲ人民ニ抛棄スルノ精神」であり、最も不同意だと批判しました。さらに伊藤は「今般ノ拳、実ニ愚ト云フベシ」、「軽率ノ挙動、尤モ怪シムベシ」、参議の重職にあるにもかかわらず、「福沢如キ者ノ代理」をつとめるとは一体どういうことかと非難しました。否定する大隈に対して、伊藤は「否々、近日福沢ノ私見国憲ヲ見ルニ、君ノ建白ト同一ナリ、隠スベカラズ」と述べ、大隈意見と交詢社案は同一ではないかと大隈に迫りました。大隈は、その嫌疑はもつともだが、決して実事ではないと言い張ったので、伊藤は憤懣をいだきつつも、強いて論ずれば内閣が破裂して醜態を示すことになると考えて思いとどまったようです。

七月五日、岩倉は三条・有栖川宮両大臣に対して憲法制定意見を提出しました。井上が起草した「大綱領」・「綱領」・「意見」(一・二・三)です。「大綱領」では、天皇に奏上し、「聖断」を経て大臣に下付するという憲法制定の手続きが提起されていました。

一二日、井上は伊藤に宛てて「内陳」を提出し、昨年の「国会請願ノ徒」は決して静かになつたのではない、各地方からの報告によれば、憲法研究に一変したからだ、と書き送りました(『井上毅伝』史料篇第四、四七〜四八頁)。そのうえで、彼らの憲法研究は「福沢ノ私擬憲法」を「根」にするほかはなく、「福沢ノ交詢社」は、現在、「全国ノ多数ヲ牢絡シ、政党ヲ約束スル最大ノ器械」になっているとしました。そして、その勢力は「無形ノ間ニ行ハレ、冥々ノ中ニ人ノ脳漿ヲ泡醸」させてしまう、「主唱者八十万人ノ精兵ヲ引テ無人ノ野ニ行クニ均シ」と、危機感を煽りました。さらに、政府が「英国風ノ無名有実ノ民主政」を排斥し、「普魯西風ノ君主政」を維持するつもりなら、「政府主義ノ

憲法」を設け、「横流中ノ罌壁」を固くして「人心ノ標準」を示すことは、一日も猶予はできない。現在なら、「英国風ノ憲法論」はまだ深くは「人心」に「固結」するに至っておらず、地方の士族のなかには「王室維持ノ思想」をもつものが半分以上はいるので、間に合う。このように井上は伊藤に迫って、福沢との関係を断ち切ることを要求しました。(「政府」普魯西風) 対(「交詢社」+国会期成同盟「英国風」)の対立の構図を最大限に強調したのです。

憲法一般ではなく、いかなる憲法を採用するのか、イギリス風なのか、プロシア風なのかの二者択一を迫り、福沢の憲法論こそは「無名有実ノ民主政」によって「君主政」を揺るがすものだとしたのです。「無名有実ノ民主政」とは、議院内閣制のことです。そして、「彼ノ党類」を引き入れて「政府ト同一ノ政党」をつくるつもりかとは、大隈意見書による政党内閣制の構想の本質をつくものでした。

大隈意見書の起草者は矢野文雄だとされます。他方、矢野らが中心となって起草したものが交詢社の憲法案でした。井上はこの憲法案が在野民権派にはかりしれない影響を与えていると主張して、在野民権運動の展開をテコにしながら、政府から「英国風ノ憲法論」、すなわち「政党主義の憲法」を排除して、政府の「横流」を阻止し、「政府主義ノ憲法」体制を構築しようとしたのです。それは、大隈と伊藤・井上の間の「蜜月」状態を打ち砕き、一八八一年初頭の熱海会議を「幻想」に終わらせるものでした。

これに対して伊藤は、「御指示之両案」の具体化については「諸公と熟議」して決定せざるを得ないが、現在、天皇巡幸に際しており、また、不在の大臣がいるので、急に事をまとめることはできない、なお時日を要すると返事を書きました(「井上毅伝」史料篇第五、二三頁)。とすれば、天皇巡幸が終了し、大臣が揃った時こそ、チャンス到来はずです。

七月二七日、井上馨は伊藤宛の書簡で、イギリスの政体は「コンスチテューショナルモナキー」、つまり立憲君主

制であるが、その実、アメリカの「脇和政体」^{「マツ」}よりも甚だしい、これはイギリスには適當でも、他に移すことはできないと述べて、福沢らを批判しました（『伊藤博文関係文書』一、一六五頁）。したがって、政府内部の対立関係を、国会開設をめぐる漸進論（伊藤ら）と急進論（大隈）の対抗という国会制度導入の進め方レベルで議論するのは正しくありません。国会と内閣の関係のあり方こそが焦点でした。すなわち、内閣を国会に連結させる大隈路線か、内閣と国会の関係を切断する井上毅らの路線かの選択が迫られたのです。

II 問題の焦点化―天皇巡幸と開拓使官有物払下げ事件

(1) 巡幸随行中の大隈と開拓使問題

七月三〇日、天皇は山形・秋田・北海道巡幸に出発しました。これには左大臣有栖川宮熾仁・参議大隈重信・参議開拓長官黒田清隆・参議大木喬任・内務卿松方正義等、約三五〇人が随行しました。

黒田清隆が北海道開拓使の官有物払下げの許可を太政大臣に申請したのは、七月二二日のことです。これに対しては、まず『東京横浜毎日新聞』（以下「毎日」）が二六日から二八日にかけ社説「関西貿易商会ノ近状」を掲げて批判し、つづいて二七日からは『郵便報知新聞』（以下「報知」）等の各紙も払下げ問題を報道して追及しました。しかし、払下げは巡幸出発早々の草加において許可され、八月一日、払下げが開拓使に指令されました。

八月六日、小野義真は大隈宛の手紙で、「御巡幸先御名宛御留守より」として、毎日「四新聞」を送っているのです。随時、手元に届いているはずだとしています（旧『大隈重信関係文書』四、二九一―二九二頁）。この手紙の冒頭で、東京の事情は時々新聞でご承知のほかには別に変ったことではないと述べ、また、追伸で「朝野新聞も大ニ憤発し頗痛論致

申候」と書いていますから、大隈は新聞を通じて、随時、東京の情勢を把握していたのです。

折しも新聞の払下げ批判は激しさを加えていました。八月二日・三日、『毎日』は官宮事業・国費濫費を批判しました。小野義真の手紙にあるように、『朝野新聞』（以下『朝野』）も五日・六日、開拓使官吏への払下げを批判していました。そして、九日の「国憲ノ必要ナルヲ論ズ」では、事件を国会開設要求と結びつけて論じました。四日～七日、『報知』は激しく藩閥を攻撃し、一〇日には御用新聞の『東京日日新聞』（以下『日日』）も開拓使問題を批判するに至りました。払下げ問題をめぐって、活字メディアの政府批判はにわかを高揚していったのです。

天皇一行が福島・仙台を経て盛岡に着いたのは八月二〇日でした。世上は開拓使官有物払下問題でいよいよ騒然としていました。一九日、旧岡山藩主浅野長勲は大隈に宛て、旧藩士野村文夫を「密使」として送り、有栖川左大臣に献言するつもりなので、「非常之英断」をもって「天下之疑团氷解」に至るように処置されたい、と手紙を書きました（新『大隈重信関係文書』1、三九頁）。

この日、大蔵省権大書記官中島盛有は、大隈のもとに向かう権大書記官石橋重朝に託して長文の書簡を送りました（旧『大隈重信関係文書』四、三〇一～三〇八頁）。中島は、払下げ問題をめぐる世論の状況、民権派の動静、政府内官吏の動向を伝えたくて、「ミニストル」ヲ推戴シ石丸石橋等密々計画」したことを大隈に伝えました。それは、二、三年は開拓使をそのまま据え置き、その期間は会計検査院と官有財産管理法によって財産管理を行なうというものでした。あるいは、次善の策として、払下げ条件を「公平」に改正して世論の攻撃をかわすことも考えられていました。その際、薩長に対抗して正義を貫くものは佐賀であるとアピールすることが意識されています。中島は、「今日」は二度と訪れることのない絶好の機会とみました。どうか大木とも協力して、「類瀾挽回ノ偉功」を奏してほしい。「種々密議」の結果、表向きは別の要件で石橋を派遣することに決めた。これについては、「ミニストル」のほかは、石丸・

中島本人・西村等以外は誰も知らない。中島はこう述べました。大木喬任も佐賀出身の参議です。大隈・大木の連携を要請したのです。

「ミニストル」とは、大蔵卿佐野常民のことでしょう。同日付で佐野も大隈に手紙を送って、石橋書記官を今日、船便で派遣したから、詳しくは本人から聞きとり、判断してほしいと要請しています（新『大隈重信関係文書』6、四二～四四頁）。もちろん佐野も佐賀出身者です。佐野は三〇日にも大隈に手紙を送って、尽力を要請しました。

巡幸随行中の大隈のもとには、巡幸先で「巻き返し」をはかるべく働きかけがなされていたのです。その中心は、大蔵省内の佐賀派とも呼ぶべき勢力であり、大蔵卿佐野を擁して開拓使廃止の延期によって局面を切り抜けようとする「画策」がなされていたのです。当時の大蔵省は、書記官クラスの多くを佐賀出身者が牛耳っていました。

天皇一行は、八月末から九月初め、北海道で各種の施設等を視察した後、九月七日、青森に着きました。この頃、青森滞在中の有栖川左大臣のもとを訪れた人物がいます。元老院権大書記官の早川勇です。彼は九月一六日に青森から帰京し、翌日、佐々木高行を訪問して、つぎのように語りました（『保古飛呂比』十、三七一頁）。

青森で有栖川左大臣に拝謁を求めたが、多忙のため翌日来るようにとのことであった。そこで、大木に面会し、開拓使云々を述べたところ、大木はこの事については全く知らないとのことであった。「十分三不可ナル」ことを述べたところ、大木も「甚ダ尤」と述べた。それから大隈にも話したが、もともと払下げには不同意だったため、異論はなかった。翌日、大木・大隈兩人で行在所の別席で「密談数刻」し、午後、早川が有栖川宮の旅館に行ったところ、浅野長勲の派遣した「某」が拝謁中であつた。待機していたら、大隈・大木がやって来て「宮ト密談凡ソ三時間計リ」し、その後、ようやく拝謁したところ、有栖川宮も十分に尽力することと、「大ニ御奮発ノ景況」であつた、と。「某」とは、浅野書簡に出ていた野村文夫に違いありません。このように巡幸随行中の大隈、さらには有栖川左大臣

のもとには、払下げ問題をめぐる働きかけがなされていたのです。

九月二九日、天皇一行は山形に着きました。この日、東京では小野梓が大隈宛の書簡を小野義真に託していました。義真は一〇月三日ないし四日には大隈に会っています。会計検査院の一等検査官だった小野梓は、開拓使問題で政府批判が展開されていた九月初め、まず、検査官を開拓使に派出して検査を行なうことを計画しました。それにつづいて二三日頃からは、会計検査官一同による内閣への意見書提出を計画しました。この日小野は、検査院長の山口尚芳邸に集まった検査官メンバーに対して、開拓使処分を非を内閣にいさめることを提案し、賛同を得ました。天皇帰京の六日前を期して内閣に提出することとなったのです。このことは、小野義真に託した書簡によって、大隈にも伝えられていました。また、二四日、巡幸途中の大隈に手渡すことを想定した「若我自当」の執筆に着手していました。さらにこうした取組みと並行して、小野は政党樹立の準備をすすめていました（後述）。

大隈宛の手紙のなかで、小野梓は政治の進捗を促す好機が到来したとして、無政府の不幸から日本を救出することを大隈に要請しました。また、伊藤と大隈の離間をはかろうとする悪漢がいるとして、戒心・忍容を大隈に希望しました。卓然不動、十全の謀略を切望するとして、意見書を宇都宮あたりで渡す予定だと伝えました。また、検査官連署の意見書提出を計画していることも伝えていきます。

(2) 中正派の結集と官僚層の動向

八月、伊香保湯治中の元老院副議長佐々木高行は、開拓使問題を新聞で知り、これが事実ならばその不可を建言しようとして、同宿の陸軍中将谷干城と話しました。帰京後の二八日、佐々木は土方久元から開拓使問題の経過を聞き、二九日には、三条・西郷・伊藤を訪問した土方と協議して、基本方向を確認しました。開拓使問題について薩長参議層

を批判するとともに、大隈が民権勢力と結託して政権を狙っていると、これをも批判していくことにしたので。九月五日・六日、副議長の佐々木、幹事の東久世通禧ほか四人の元老院議員が集まって協議の上、開拓使問題について、さしあたりそれぞれが建白書を提出することとしました。これにもとづいて、佐々木は九日に建白書を提出し、中村弘毅・河田景與らも提出しました。一方、七日には佐々木・土方・中村・谷が集会していますが、いずれも高知県出身です。一日には、谷干城・鳥尾小弥太・三浦梧楼・曾我祐準の陸軍四将官が連名で建白書を提出しました。

九月二四日、元老院少書記官の金子堅太郎が佐々木のもとを訪れ、開拓使事件について「同志輩」が大いに「苦心」していると伝えました。その際、金子は同志として、岩崎小二郎（大蔵省権大書記官）・三好退蔵（司法省大書記官）・鳥田三郎（文部省権大書記官）・田中耕造（文部省権少書記官）のほか、三、四名がいるとしました。金子は「大隈ノ配下」の大蔵省書記官石橋重朝・中島盛有らが官僚層への勢力拡大をはかっているとして、彼らの言うところを伝えました。金子が伝える石橋らの言は、肥前・佐賀を中心として同志を団結し政党を結成する手はずである。土佐は板垣を頭として大体まとまった。九州へは矢野文雄が向かい、また、小野梓も尽力中であるというものでした。以後、金子らは佐々木・谷のもとに大隈系少壮官僚層の具体的動静をもたらし、危機感を深めさせていきました。

二七日夜、金子・三好は佐々木邸を訪れ、大隈一派がさかんに策動しており、岩崎にも工作の手がのびて来ていると伝えました。岩崎・島田は谷邸を訪問していました。二八日夕刻、谷邸に集合した一六人は、中正党を結成しました。谷・佐々木のほか、元老院議員が四名、金子ら官僚層が一〇名でした。彼らの一致点は、行政官の不当な措置を批判して政府を輔翼すること、「急激論者」を抑制して中庸を得させること、でした。具体的には、開拓使処分も不可、「粗暴民権家」の「急迫国憲論」も不可として、薩長参議と大隈への批判活動を展開していきます。一〇月二日、中正党は第二回の集会をもち、議論の結果、覚書を作って一同の名前を記し、提出することとしました。しかし、翌日、

岩崎・島田・金子らの申し入れにもとづいて、覚書・連署はやめ、それぞれが口頭で大臣に言上することとなりました。

佐々木らの中正党は、①一八七八〜七九年にかけて天皇親政運動を展開した宮廷派（宮内省御用掛の佐々木高行・土方久元、一等侍講元田永孚、宮内省四等出仕高崎正風）、②谷干城（陸軍中将）・鳥尾小弥太（同）・三浦梧楼（同）・曾我祐準（陸軍少将）四人の武官グループ、③佐々木（副議長）・東久世（幹事）、議官の河田景興・中村弘毅・伊丹重賢・鍋島直彬・安場保和などの元老院関係者、④高知の佐々木・土方・中村・谷、熊本の安場保和・山田信道（鳥取県令）・鎌田景弼（司法省権大書記官）といった高知・熊本両県出身者、⑤岩崎小二郎（大蔵省権大書記官）・三好退蔵（司法省大書記官）・金子堅太郎（元老院少書記官）・島田三郎（文部省権大書記官）ら共存同衆メンバー、島田三郎・金子堅太郎・三好退蔵・河津祐之（東京上等裁判所検事）・関新吾（元老院権大書記官）・田中耕造（文部省権少書記官）ら嚶鳴社のメンバーなど、結社に参加していた少壮官僚層が中心となって構成されていました。

九月三〇日、井上毅はこの四、五日来、官吏のなかでしきりに騒ぎたてる者が多く、岩崎小二郎などは巡幸先まで出かけて建白する説を唱えているようだ、伊藤に書き送っています（『井上毅伝』史料篇第四、五二頁。「供奉連」に「陰密之消息声気」を通じようとする動きがあり、ひそかに憂慮しているのは「左府公御手元辺」、すなわち有栖川宮の動向なので、注意が必要だということです。

（3）開拓使問題をめぐる都市民権派と国会期成同盟

では、この頃、在野・世情の状況はどのようになっていたのでしょうか。新聞だけでなく、演説会での政府批判も高まりをみせ、それは立憲制要求と結びついていきました。八月二五日には新富座で大演説会が開催されましたが、

二七日・二八日、『毎日』の社説は「演説ノ声ヲシテ天下ニ充滿セシムル者ハ唯関西貿易商会ナル歟」と論じました。九月一〇日・十一日、『朝野』は「三千五百万ノ兄弟ノ為メニ慶賀ス可キ一事件」とこれをとらえました。『報知』は二六日・二九日・三〇日、「国憲定立ハ一日モ速ナラザル可ラズ」と論じ、『日日』さえ二九日、「立憲ノ機縁正ニ熟セリ」と書くのでした。開拓使問題と憲法問題は、不可分な問題としてワンセット化していったのです。八、九月の政情は演説会に空前の活況をもたらしていました。

では、このような社会情勢に対して、憲法起草運動を進めて一〇月に集まろうとしていた国会期成同盟系の運動は、どのような構えで臨んだのでしょうか。

国会期成同盟本部報も開拓使官有物払下げ事件について、「今回ノ事タル実ニ容易ナラザル重大事件ナリ」、「諸君ヨ、吾人ハ決シテ黙視シ能ハサルナリ」と書いてはいます（江村案一「嚶鳴社憲法草案」の確定および「国会期成同盟本部報」の紹介）『史潮』一一〇・一一二合併号、一九七二年）。しかし、政府内部の状況や、「学士論客ノ駁撃」と「商家輩」の動向を伝えてはいますが、事態の紹介は興味本位で傍観者的ともいえ、問題を正確に正面からとらえてまともに批判運動を提起したものとは言い難いものです。

実際、『毎日』は九月九日の社説「南海志士ノ近状如何」で、関西貿易商会の紛議が起つて以来、これに対する声が全国に広がったにもかかわらず、土佐だけは「寂然」として誰もこれを非難していない、「日本自由ノ本営」ともいうべき「南海志士」が、現在に至っても一言も批判しないとどういうことか、と疑問を呈していました。

九月二三日、上京した板垣退助を迎えての歓迎会が上野精養軒で開かれ、これには、嚶鳴社・交詢社・国友会など、東京の結社のメンバーも参加しました。その際、尾崎行雄は払下げ問題をもって内閣改造を断行すべきだと主張しましたが、板垣はこれを断つて予定通り東北漫遊の途につきました。都市民権派（国友会系を除く）と国会期成同盟系の

分岐は明らかでした。

国会期成同盟系にとつて大切なのは、開拓使問題よりも憲法であり、集会の成功でした。「後会」も間近に迫った時期（九月上旬か）に発せられた本部報は、会のテーマである憲法といい、現在、世人が注目している「関西貿易商社ノ事」といい、この会がどのようなことになるのかと人びとは渴望している。ところが、資金難で代表を送ることができないという連絡が各地からある。憲法草案の討議も整い、勇躍して出京しようという時期なのに情けない。このように本部報は述べて、「有為ノ士」が団結し、国家の基礎である憲法を審査討議するため努力すべきだと訴えました。

九月二七日の本部報では、「後会」において憲法をどう扱うべきかの提案が行なわれています。その基本は、いたずらに「小部細目」を論難して「多岐雑駁」にわたり、そのために全体の「結合勢力」をそなたではならない、単に後会を憲法の討議会にとどまらせてはならない、ということになりました。そこには、すでに触れたような、政治勢力の結合⇨政党の結成という課題と、政治路線の確定⇨憲法の構想化という課題をいかに接合させるのかという難題がありました。

Ⅲ 政変から政変後へ

(1) 大隈重信の政府追放

① 大隈追放の動きと大隈への情報伝達

一〇月一日、大隈は天皇一行とともに山形を出発し、米沢を経由して三日、福島に着いていました。この日、北島

治房は大隈に手紙を送って、東京の情勢を伝えていきます（新『大隈重信関係文書』4、一五八～一六〇頁）。黒田の帰京後、「奇怪事」を告げるものがあり、「薩人大中に相団結し閣下に抗撃をなさんとするの勢」がある。また、日を経るにしたがって「長人」もこれに加担し、「今は閣下孤立の勢ひならん」などと頻々と耳にする、というのです。北島は八日にも大隈に手紙を送り、「御建白云々人口に膾炙」し、ますます「御同僚之諸先生抗撃の策を構するやの流言」を伝えました（同前、一六〇頁）。〈薩＋長〉対〈大隈〉の構図がクローズアップされてきたのです。なお、その際、北島は三日付の書簡は白川駅で読んだ由と書いていますから、大隈は自らを排撃する動きが企まれている東京の情勢を十分に知っていたのです。

小野梓の熱心な働きかけにもかかわらず、会計検査院の検査官は内閣との関係を慮って建議書の提出に消極的となり、結局、一〇月六日、計画は中止されるに至りました。一方、小野は「若我自当」の執筆に力を注ぎ、七日夜二二時、「若我自当」を書きあげ、大隈の手元に届けるべく書生に託しました。九日夜、書生から、今朝、喜連川で大隈に書を渡したとの電報が届きました。

「若我自当」のなかで小野は、直面する政治情勢を「政治変遷の秋」ととらえ、政治を改良すべき方向性を提示しました。すなわち、憲法を制定して漸次に改革をすすめる道を具体化すべく、第一劇の開拓使問題をいかに第二劇の憲法制定へとつなげるべきか、その作戦を提示したのです。小野は第一劇の見通しとして、払下げが中止される「勝」と、断行される「負」の中間に、開拓使廃止の年限が延長される「甲」、払下げ金額が増加される「乙」、開拓使問題に対応しつつ憲法制定への道を開く「丙」の三種の「中折」、つまり中間形態を想定して、この「丙」への落着をはかるべきだとしました。そして、これを具体化する「最後の一策」として、帰京前に天皇を擁して憲法制定を断行することを大隈に要請しました。まさに、それは大隈を擁した憲法制定クーデタの断行計画でした。

② 福沢諭吉から大隈へ

一方、福沢諭吉は一〇月一日、伊東茂右衛門に託して巡幸先の大隈に手紙を送りました（旧『大隈重信関係文書』四、三四七～三五〇頁）。伊東が大隈を訪ねたのは福島だということですから（『大隈侯八十五年史』I、八五五頁）、一〇月三日か四日のことでしょう。福沢は手紙で、開拓使問題でこのように騒然としているのは、「三菱と五代と利を争ひ、大隈と黒田と権を争ふより生じたる者にして、云はゞ一場の私闘たるに過ぎず云々」という説が「随分官海」に流行していると述べ、これは「或る人々」の口実にもなっている模様だと記しました。また、民権運動の動向について、「世上の民権論は全く顛覆論に性質を改めたるが如し」として、この「模様」では「官民益反離して其極度或は流血の禍如何と心配」していると伝えました。（政府・大隈＋福沢）対〈民権派〉の構図が依然として維持されているのです。ただし、そのうえで、昨冬来相談してきた新聞紙については、現在の状況では役に立たず、時機に遅れてしまったため、方向をかえなければならず、その検討を要請しました。いずれにせよ、当時の福沢にとって、「新聞紙発行と地方への人員派出は必要の事」であり、「一日を後るれば一日の損失」だと考えられていたのです。なお、福沢は手紙に添えて仮綴りの『時事小言』五冊を贈って、これを同行中の「誰彼」に「分予」することを大隈に期待しました。『時事小言』は「内安外競」の立場から、政府をバツクアップしようとする福沢の立場を明らかにするものでした。

大隈宛書簡に見られるように、福沢は依然として「世上の民権論」に対抗すべく、新聞紙発行と人員派出による人心掌握の必要性を確認しつつも、伊藤・井上馨の離反と、裏切りを痛感せざるを得なかったのでしょう。一〇月九日夜、井上に翌朝是非会いたいなどと申し入れ、井上が体よく断ったにもかかわらず一〇日朝に井上邸に「押参」つたといえます（『伊藤博文関係文書』一、一六六頁）。同日の手紙で井上馨は、矢野文雄が四、五日前、巡幸先に行っ

て有栖川左大臣を説得し、天皇に「強迫」して薩長参議免職辞令書を東京に送達する策をとった模様だとの情報を得たと伊藤に伝えています。左大臣に「種々之悪説」が「先入」しているに違いないので、十分な対策が必要だということです。その真偽は不明ですが、小野について言えば、ギリギリのチャンスを狙って大隈の手で局面転換をはかると、そして、憲法制定への道筋を開くことを画策していたのは事実です。

③ 井上毅の動きと政変断行

九月二三日、井上毅は伊藤に手紙を書き、「開拓使一件」の決定を撤回して、「小二屈シテ大ヲ伸ル」べき「政略」を確認しました（『井上毅伝』史料篇第四、五一頁）。開拓使問題は、政府にとっては「大事ノ前ノ小事」であるが、人民にとっては「最大無双ノ好論柄」となっている。政府は「政体上」では「徹頭徹尾一步」も譲ってはならないが、「財利ノ事」で争点を増やすのは得策ではない。このようなつまらないことで「今度渙発ノ政令」の「光輝」を失わせてはならない。開拓使問題を消滅させることによって、攻撃材料を消去してしまおうとしたのです。

これに対して伊藤は翌二四日、井上に返事を書き、「開拓云々」は井上の手紙通りの手順を先日来ほ内決しているので心配ないと伝えました（『井上毅伝』史料篇第五、二五頁）。ただし、現在のところは「極秘」だということです。また、この朝、井上起草の政府組織改革案が届いたとみえ、「至極都合能出来、完全之物」だと感謝しています。

井上と伊藤にとって開拓使問題は「小事」であり、勅諭の渙発こそが「大事」でした。では、その「大事」の狙いは何でしょうか。一〇月七日、井上毅は岩倉宛の「内啓」で、勅諭が不可欠な理由を五点にわたって明確化しました（『井上毅伝』史料篇第四、三四二―三四三頁）。①天皇の意思確定と廟議画一を示すこと、②薩長の一致を示すこと、③人心の多数を政府に籠絡すること、④「中立党」を順服させること、⑤政党を判然とさせること、がそれでした。④

については、全国の士族には、なお「中立党」が多いが、今、この拳がなければ、「急進黨」に変わってしまうとされています。また、⑤については、「反対党」が勅諭に「抗抵」するだろうが、これは極めて好都合だということです。天皇の意思の明確化、薩長政府の結束、人心の収攬、保守的士族層の獲得、民権派の弾圧・規制、が一連の措置として提示されました。

さらに翌八日、井上はなお心配だとして、岩倉につきのように書き送りました（『井上毅伝』史料篇第四、三四三～三四四頁）。現在、立志社その他「昨年之請願連中」は、府下で「国会期成会」を催し、福沢は盛んに急進論を唱え、その党派は三、四千に満ち、広く全国に漫遊し、すでに鹿児島内部にも及び、その他各地方はこの二、三日来、「結合奮起之勢」となっており、このまま経過すれば「事変不測」と見える。もし、還幸後、早々に聖旨をもって人心の方向を公示しなければ、一たんは彼らに「先鞭」をつけられ、憲法も空文に帰し、「百年之大事」を誤り、「善後之策」がなくなってしまう。まして内閣に「小變動」が生じるなら、いっそう「風潮」を激しくさせ、「政府之全力」を用いなければ「撲滅」できなくなってしまう。井上はこう述べて、勅諭をもって政府の方針を示し、名義を正し、「旗色」を見せ、全国の「勤王ノ使士」に力をつけることが、第一の急務だとしました。①立志社その他「昨年之請願連中」
 Ⅱ「国会期成会」の東京府下における動向、②福沢の党派の全国的な動向、③各地方の「結合奮起之勢」の連動をもつて危機感を煽ったのです。①は期成同盟系の地方から東京へ向けての動きであり、②は福沢派の東京から地方へ向けての動きです。

勅諭によって政府の基本方針とその担い手を明確化し、人心を掌握して、政府支持勢力を振起し、他方で反対派の弾圧をはかる。これが、井上らが想定した基本路線でした。そして、実のところそれは前年冬、伊藤意見書の作成過程において構想されたことにつながっています。

天皇一行は、一一日、七〇余日の旅を終えて還幸しました。天皇の帰京をまつて二一日夜、御前会議が開かれ、三大臣と七参議が出席して一連の決定がなされました。それをうけて翌二二日、国会開設の詔勅が発せられ、また、開拓使官有物の払下げは中止されました。そして、大隈は政府から追放されました。「明治一四年の政変」です。政変後の一〇月二二日、太政官の官制は改正され、参議の諸省卿兼任制が復活しました。出身藩の構成は、長州五、薩摩六、土佐二、肥前二でした。また、参事院が新設され、伊藤博文がその議長となりました。

(2) 在野政治勢力の結集とメディア戦線

① 自由党の結成

一八八一年一〇月一日、国会期成同盟第三回大会のために東京に集まった全国の代表は相談会を開き、二日には、国会期成同盟を拡張して「大日本自由政党组成会」に変えることを決定しました（以下、江村栄一『自由民権革命の研究』法政大学出版局、一九八四年）。五日には自由党の組織原案を起草することを決定し、そのための委員を選出して、六日からは原案の起草に入りました。こうして自由党の結成は、政変に先だつて、すなわち政府が国会の開設を決定する以前に事実上決定され、そのための準備が進んでいました。一〇月八日付の岩倉具視宛の書簡（前述）で井上毅が「結合奮起之勢」だと評したような政治情勢が展開していたのです。彼らに先を越されてはならない。このように、最大限に危機感を煽りたてるなかで政変は断行されました。

政変劇と客観的には並行して、一二日から一六日、自由党組織のための相談会が連日開催されていました。その間、一四日には「国会開設の勅諭」が新聞に掲載されました。そして、一九日から二七日まで規約を審議し、二九日には本部役員を選出して、自由党が正式に誕生したのです。

ところで、一〇月初めの相談会では、一六か条にわたる自由党の組織案がまとめられましたが、その第五条には「国憲制定」が掲げられていました。さらに、一八日からの本会議に提出された盟約・規則案にも、「日本帝国ノ憲法ヲ制定シ国会ヲ開設シ善美ナル立憲政体ヲ確立スルヲ以テ急務トス」とありました。つまり、憲法の起草を重要なテーマとして自由党は結成されようとしていたのです。ところが、実際に決定された盟約では、「吾党ハ善美ナル立憲政体ヲ確立スルコトニ尽力スベシ」となっており、憲法起草は課題からはずされました。それは、勅諭の「効果」にほかなりませんでした。そしてその後、自由党が憲法について本格的な検討をすすめることはありませんでした。

②立憲改進黨の結成へ

一方、小野梓が政党結成へむけての動きを開始したのは、一八八一年二、三月頃のことだったと推測されます（以下、大日方純夫『自由民権運動と立憲改進黨』早稲田大学出版部、一九九二年）。小野はこの頃、東京大学の学生であった高田早苗と東大生グループの組織計画を相談し、六月一〇日には小川為次郎と「中立政党」の樹立をめぐって協議しています。そして、開拓使官有物払下げ事件が問題化している八月二〇日、小川・高田らと「一政党」の樹立を決定しました。巡幸中の大隈に対し、大蔵省佐賀派書記官層が働きかけることを決定したのと同時期です。そして、政変に向けて緊迫した情勢が重ねられていた九月下旬、いよいよその動きを本格化させました。九月二三日に「我党所操之主義」を協議し、二五日には「吾党樹立之目的」を決定するのです。

その後、辞職した小野梓は、政党結成へむけての動きを本格化しました。一〇月二七日には、小川・高田らが来訪し、以後、彼らと頻繁に話し合いながら、政党結成に向けての準備を進めています。その間、二八日には島田三郎から、二九日には肥塚龍から手紙が来ますが、これは自由党系と袂を分かった嚶鳴社グループの接近を示すもので

しょう。三十一日には島田と共存衆館で会っています。一月三日には大隈を訪ねて大いに我が党前途のことを話し、九日には河野を訪ねて政党糾合のことを話しています。そして、一三日、大隈を訪問して、閑話数刻、すこぶる密に入り、一七日から「我党檄文」の執筆に着手するのです。二六日には大隈を訪ねて話し、三〇日にも大隈と数時間談話し、一二月二日には沼間守一とも会っています。そして、一二日、自らが執筆した「何以結党」を大隈に送って、政党結成構想を明確化したのです。翌年三月結党の立憲改進黨は、この延長線上にあります。

③立憲帝政党の結成へ

井上毅は七月一二日付の伊藤宛「内陳」(前掲)で、地方の士族層のなかには、「王室維持ノ思想」をもつものがお半分以上はいるので、今それらを獲得しなければ、「天下人心」は英国風憲法論のとりこになってしまうと強調していました。すでにこの年三、四月頃から、熊本県下の反民権勢力は上京して、同県出身の安場保和・山田信道・井上毅・鎌田景弼・古莊嘉門らが在官者と協議していました。そして、八月には帰県して、熊本県下で反民権勢力の政治的な結集をはかっていました。その結果、九月一日に成立したのが紫溟会です。井上は紫溟会結党の檄文を書いて、共和主義を排し、立憲尊王を主義として、「世ヲ扶クルノ政党」となることを提起していました。

一方、高知でも、地元の反民権勢力と中央政府高官の間で、反民権策動が開始されていました。三月には谷干城(陸軍中将)邸に佐々木高行(元老院副議長)・中村弘毅(元老院議員)・土方久元(内務大輔)が集まって、地元高知県から上京した南亮輔(前高岡郡長)と県政の転換策を協議していました。七月には熊本県下の動きと連動しながら、県下の反立志社系保守勢力の大連合を進めていました。九月七日には、佐々木・谷・土方・中村が南と県下での反立志社活動を打ち合わせました。その結果、一〇月、高知では高陽会が結成されるのです。それは、「不羈独立ノ国体」と「万

世不拔ノ皇基」を守ることを掲げていました。

井上は一〇月八日の岩倉宛書簡で、政府の「旗色」を鮮明にし、全国の「勤王ノ使士」^(マコト)を獲得することを提起していました。これは、二カ月後の文書、前記「進大臣」の二項目で、地方士族の結集をはかることを提案していることにつながります。旧藩主の活用や在官者の郷里帰住の奨励とあわせて、「在官ノ士」が「地方」と「消息」を通じ、「百方誘掖」して団結をはかることが提案されていますが、政変の過程と前後して取り組まれていた熊本における紫溟会結成の動きや、佐々木らによる高知県対策がその具体例でした。これらは、ともに翌年三月結成の立憲帝政党の地域的基盤になっていきます。

④メディア戦線の再編成

九月三〇日、井上毅は伊藤にあてて、『日日』が「太政官印刷御用」を断ったことにつき、政府の面目が地に墜ち慨嘆に堪えないと書き送って、今後は「ニウスを籠絡スル」ことが「第一緊要之事」だとしめました（『井上毅伝』史料篇第四、五二頁）。政変前夜の状況が、メディア対策の構築を切実化させたのです。政変後の十一月七日、井上は三大臣に提出した文書で五点の人心収攬策を提起しましたが（『井上毅伝』史料篇第一、二四八～二五二頁）、その冒頭にあげられたのが、新聞を誘導することでした。

これは、その後、官報の発行と半官新聞の活用というかたちで具体化していくこととなります。自由民権運動の高まりに対して、政府内部ではすでに見たように大隈・伊藤・井上馨らを中心に政府機関紙を発行する計画がおこり、福沢ゆだねることを想定して、「法令公布日誌」の創刊が裁可をみていました。しかし、政変で大隈は追放され、福沢は排除されました。かわって翌一八八二年、山県有朋による官報発行の提議を経て、八三年七月の官報創刊に至り

ます。

一八八二年三月、福地源一郎・丸山作楽・水野寅次郎と「大坂新起新聞社之者」は井上馨邸に集まり、井上・山県・松方・西郷・山田らとともに「前途通信之都合」を打ち合わせました（『井上毅伝』史料篇第四、六三二～六三三頁）。福地は政府御用紙『東京日日新聞』の社長であり、丸山は前年七月に御用紙『明治日報』を創刊していました。水野は手に入れた『東京曙新聞』を改題して御用紙『東洋新報』を創刊したばかりでした。四月、「大坂新起新聞」にあたる『大東日報』が創刊されます。そして、福地・丸山・水野は反民権政党である立憲帝政党を結成していくのです。これに対して『東横』『報知』は、一八八二年三月、結成を宣言した立憲改進黨の機関紙としての性格を鮮明にしていきました。ちょうど同時期、伊藤・井上らから袖にされた福沢は、独自に『時事新報』を創刊して、「官民調和」の政治論を展開していきます。政変はメディア戦線再編成の転機でもあったのです。

おわりに

「明治一四年の政変」の本質は、福沢の観測とは相違して、大隈追放をもってイギリス型の議院内閣制が日本の国家構想から排除されたことにありました。国会開設という点で大隈・伊藤の間にあった連携関係は、国会をいかなるものとして位置づけるのかという井上毅の問題提起によって分断されました。福沢の現象的な政府擁護は、国家構想レベルにおいて拒否されたのです。加えて人心の掌握に向けても、福沢的な風向に対する逆風が仕組まれようとしていました。政変を転機としてメディア界は政治的に再編成されていったのです。

政変にいたる基本的な対立は、国家形態上、立憲君主制をとるのか共和制をとるのかにあったのではなく、統治形

態上、議院内閣制をとるのか否かにありました。立憲君主制は、議会主義の発展によって、形式上は君主が残存しながらも、実質的にその権限を剥奪される議会制的君主制へと変化します。その典型がイギリスでした。議会権力と国王大権との二元的体制のもとで、君主はなお国家の「尊厳」を担う重要な政治的役割をもつてはいますが、国家形態の実効部分は議会とそれによって選出される政治的執行部（内閣）によって担われており、それは、実質的には共和制に近接した統治形態でした。「明治一四年の政変」を踏まえて約七年後に制定される大日本帝国憲法には、内閣に関する規定がありません。この点で、議院内閣制を明確に規定した交詢社等の憲法案とは明らかに相違するのです。

国家構想Ⅱ制度レベルでの議院内閣制の採否をめぐる対決とかわって、その実体をなす政党がクロース・アップされてこざるを得ません。当初、大隈派は政府内部に身を置きながら、政党結成を準備し、これをもって大隈意見書が構想する議会開設に臨もうとしていたと考えられます。したがって、政変によって生じた大隈派の在野化は、その延長線上において、立憲改進黨の結成を必然化させます。政策課題を明確にして国民の支持を調達する「施政党」たるべきことが、その基本となりました。

これに対して、自由党の結成にいたる国会期成同盟系の政党構想は、憲法制定・議会開設を約束させるために団結力を強化し、運動主体の強化をはかるといふ発想に立っていました。それは、一八八二年三月の板垣演説に明確に表明されています。「精細の主義」は争わず、「粗大の運動」を展開し、これによって「一大政党」を団結することに尽力すべきだとしたのです。それは、政変前夜の国会期成同盟における憲法論議の位置づけと共通しています。

一方、このような民権派の結集Ⅱ政党の結成に対抗して、権力側も反民権勢力の政治的結集を開始しました。その動きは、すでに政変にいたる政治情勢のただなかで進行していました。権力側が運動を切り崩し、自らの側に獲得しようとしていた社会層は士族でした。

政変を経て運動は結社の段階から政党の段階へと移行し、また、政治的關係も政党をめぐる対抗が基本となりました。

以上、「明治一四年の政変」の真相と大隈重信政府追放の意味について検討を加えてみました。ご清聴ありがとうございました。

(この講演は、明治維新史学会編『講座明治維新 4』〈有志舎、二〇一二年〉発表の論文「自由民権運動と明治一四年の政変」に
もとづくものである。)